

ウェブを活用した販路拡大支援助成金募集要領

1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内の意欲ある中小企業がウェブやデジタル技術を活用した自社の製品や技術力の PR、営業支援ツールの導入など販路拡大のための取組について必要な経費の一部を助成することにより、県内製造業の営業力強化を図ります。

2. 助成対象となる県内事業者とは

島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。

3. 対象となる事業とは

県内事業者が自社で策定した販路拡大計画に基づき実施する、ウェブやデジタル技術を活用した企業間取引の拡大を図る事業。

4. 助成対象となる期間

事業期間は交付決定日から 1 年以内とする。

5. 助成対象となる経費

(1) 専門家謝金、旅費

ウェブ広告、営業支援ツール導入の指導など

(2) 広告宣伝費

ウェブ展示会、マッチングサイト有料サービス利用料、ウェブ広告 等

(3) ホームページ作成費用

自社のホームページの制作費、改修費

(4) 営業支援ツールの導入、利用料

マーケティング活動、営業支援、顧客管理に利用されるシステム、サービスの導入経費、期間中の利用料

(5) 社内人材育成のための研修費

講師謝金、旅費、会場費など

6. 助成率及び上限金額について

交付対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満切り捨て）とし、上限を 100 万円とします。

7. 助成の制限

同一年度内における県内事業者への助成は原則として 1 回までとします。

8. 募集期間

1 次締切：令和 7 年 5 月 30 日

上記募集期間終了後は随時募集とします。ただし、予算額に達した時点で終了となります。

9. 申請の方法

申請様式に必要事項を記入の上、必要書類と合わせてメール、または郵送で提出してください。

(1) 助成金交付要綱、申請様式、計画書・報告書については、財団ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①助成金交付申請書（様式第1号）

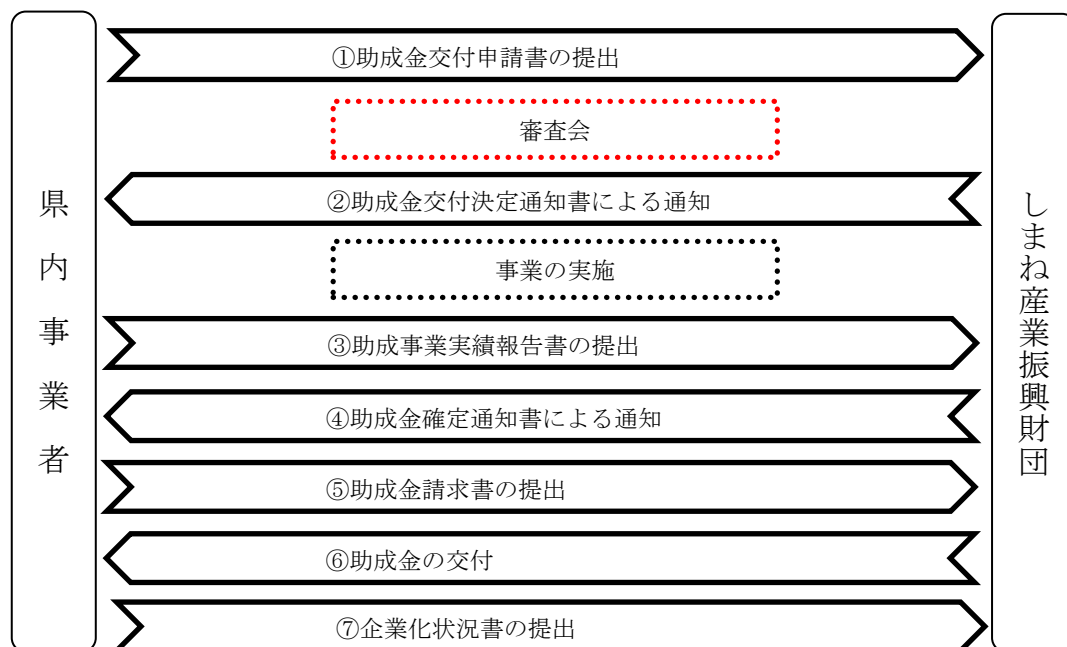
②助成事業計画書（別紙1 様式第1号関係）

③直近2期分の決算書類

④県税の納税証明書（県が課税する全税目に未納税額のない証明。3か月以内発行、写し可。）

※同一の事業に対し国、市町村等の助成金を受けている場合は必ずお申し出ください。

10. 申請の流れ



11. 注意事項

- 審査会では事業計画についてプレゼンテーションが必要です。
- プレゼンテーションはウェブ会議によって行います。ただし、申請者にやむを得ない事情がある場合に限り対面で行います。
- 応募多数の場合は書面による1次審査を行います。
- 事業終了後一定期間（3年間）は、事業の成果について調査を行いますので、ご協力をお願いします。

公益財団法人 しまね産業振興財団

販路支援課 取引支援グループ

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL : 0852-60-5114 FAX : 0852-60-5116 E-mail : shinko@joho-shimane.or.jp